

令和7年4月7日

保護者様

旭市立第二中学校  
校長 齊藤 実

### 警報等発令時や災害発生時の対応について

平素より、本校の教育活動にご支援・ご協力をいただき感謝申し上げます。  
さて、標記の件につきまして、本校では生徒の安全確保を最優先と捉え、下記のとおり対応させていただきますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

	【台風等による風水害】	【地震災害・その他の災害】
原則としての対応	旭市に「警報」が発令されている場合 ・「大雨警報」「暴風警報」「暴風雨」等  ※ただし「波浪警報」又は「暴風警報」が海上にのみ発令された場合を除く。	旭市に「震度5弱以上」の地震が発生した場合 ・強い地震により、災害が発生した場合 ・強い地震により「千葉県九十九里・外房」沿岸に大津波警報または津波警報が発令された場合  旭市に「Jアラート等による緊急情報（有事関連）」が発信された場合
登校前の対応	原則「 <b>自宅待機</b> 」とします。 ↓ 待機後の対応等につきましては、テトル等にてお知らせいたします。	原則「 <b>自宅待機</b> 」とします。 ↓ 通学路および校舎内外の安全が確認され、登校が可能となった場合には、テトル等にてお知らせいたします。
登校後の対応	・状況に応じて、「臨時下校」「引き渡し」「学校待機」等を判断する場合があります。 ・「臨時下校」の際は、学区内の河川の増水、道路の冠水、電線の切断、崖崩れ等の状況を適切に判断し、生徒の安全を十分配慮して実施いたします。 ・「引き渡し」の際は、駐車場所の確保や周辺の道路事情などを十分考慮し、各学年・学級ごとの対応となる場合がありますのでご協力をお願いいたします。なお、保護者と連絡がつかない場合は、引き渡しが可能となるまで「学校待機」とし、学校で保護いたします。 ・上記、いずれの場合もテトル等にてお知らせいたします。 <b>※上記対応についてメール連絡等ができないご家庭には電話にてご連絡いたします。</b>	

〈その他〉

- (1) 台風等で警報の発令が前日に予想される場合は、前日に生徒を通じて連絡するか、テトル等にてお知らせいたします。
- (2) 土・日曜日や休業中で部活動が予定されている場合は、警報が発令されている時点で中止（登校しない）とします。
- (3) 警報の有無に係わらず、地域により道路の冠水、河川の増水、落雷等で登校困難と保護者が判断した場合は、「遅れて登校させる」等、ご家庭の判断を優先してください。その場合は、学校への連絡をお願いします。

※ 防災あさひへのアクセス方法（無料）<https://asahi.e-bousai.jp>

※ 本文書はご家族の見やすいところへ掲示してください。

旭市立第二中学校 電話番号 62-0049